

2024 年 11 月 1 日施行 フリーランス新法について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン (第61号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

これまで、フリーランスは、原則として労働基準法の適用対象とならず、一定の場合には下請代金支払遅延防止法(以下、「下請法」といいます。)の適用もないため、不利な立場に置かれる状況にありました。そこで、令和6年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(=フリーランス新法)が施行されることとなりました。本稿では、下請法との比較をしながら、適用対象、これまで問題となってきた発注書の未受領や報酬の支払いに関する保護を中心に解説します。

- ※全文ご覧いただくにはこちらの URL から
- 2024年11月1日施行 フリーランス新法について

(https://www.clo.jp/column/4393/)

【この記事に関するお問い合わせ先】

いております。

弁護士 中村 優介(nakamura_y@clo.gr.jp)

※メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただ

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないように お願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではございません。本稿 記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については 当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い 合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。 【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせが ございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

弁護士法人中央総合法律事務所〔 https://www.clo.jp/ 〕 (大阪事務所 2024年8月26日より、下記住所へ移転いたしました。 電話番号および FAX 番号が変更になりましたので、ご注意ください。) 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-27 大阪堂島浜タワー15階

TEL:06-6676-8834 FAX:06-6676-8839

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) CHUO SOGO LPC All Rights Reserved.

......